

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年6月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600001号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600006号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、令和3年12月17日は19万円、令和4年7月15日は18万円、令和4年12月19日は17万円、令和5年8月9日及び令和5年12月19日は10万円に訂正することが必要である。

令和3年12月17日、令和4年7月15日、令和4年12月19日、令和5年8月9日及び令和5年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月17日、令和4年7月15日、令和4年12月19日、令和5年8月9日及び令和5年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和3年12月17日
② 令和4年7月15日
③ 令和4年12月19日
④ 令和5年8月9日
⑤ 令和5年12月19日

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与振込先口座に係る預金通帳の写し、A社から提出された令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿、令和4年及び令和5年に係る賞与集計表によると、請求者は、同社から、令和3年12月17日に19万円、令和4年7月15日に18万円、令和4年12月19日に17万円、令和5年8月9日及び令和5年12月19日に10万円の賞与の支払を受け、各賞与から、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2500112 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2600004 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 4 月 27 日から同年 8 月 20 日まで
請求期間について、A 社に勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の被保険者記録がないので、同保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間当時の勤務状況に関する具体的な陳述、A 社の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は請求期間頃に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、請求期間当時の資料は保管していないと回答している上、請求者及び事業主が名前を挙げた請求期間当時の給与計算及び社会保険事務の担当者は既に死亡していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の事業主は、請求者を採用する際、数か月の試用期間を設け、試用期間経過後に正社員にしようと考えていたが、請求者は正社員になる前に退職しており、試用期間中は健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のいずれにも加入させておらず、各保険の保険料も控除していない旨述べている上、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、当該事業所において同保険に加入していた記録はなく、事業主の陳述内容と符合している。

さらに、オンライン記録により、請求期間及びその前後の平成 13 年 1 月から平成 14 年 12 月までに当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 18 人に照会し、10 人（請求者が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）から回答を得たものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、上記回答が得られた 10 人のうち、請求者が名前を挙げた同僚の一人は、自身が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得するより約 4 か月前から勤務を開始したと記憶しているとともに、採用された当初は見習期間であったため、採用から期間が経過した後厚生年金保険に加入したものと考えている旨及び当該見習期間における厚生年金保険料の控除については記憶していない旨を述べている。

このほか、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500126号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から同年7月1日まで
昭和56年4月1日から同年8月末日まで、非常勤職員としてA事業所に勤務し、B業務をしていたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和56年7月1日となっているので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所に係る昭和56年4月分から同年6月分までの給料袋から判断すると、採用日の特定はできないものの、請求者は、昭和56年4月から同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和63年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、C社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について、確認できる資料はなく不明である旨回答している。

また、上述の請求期間に係る給料袋には、支給明細が記載されており、「社会保険料」が控除されていることが確認できるが、当該保険料を実働日数で除した額は、請求期間当時の日雇労働者健康保険法における請求者の賃金単価(日額3,580円)に対応する被保険者負担分の保険料(140円)と一致している上、請求者は、日雇労働者健康保険の手続を行った記憶がある旨述べていることから、請求者の請求期間に係る給与から控除されていた「社会保険料」は日雇労働者健康保険料であり、厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できる。

さらに、請求者が請求期間後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている昭和56年7月及び同年8月について、請求者は、当該期間に係る給与明細書を提出しているところ、当該給与明細書は、上述の給料袋の明細と様式及び記載内容が異なっており、給与形態についても、日給制から職級に基づく月給制に変更されていることが確認できる上、これらの状況について、請求期間当時に当該事業所において給与事務に従事していたとする者は「請求者の給与明細書等の様式が変更されたのは、雇用形態が非常勤職員からD職になったためであると思う。当時、非常勤職員については、厚生年金保険に加入させておらず、D職になってから同保険に加入させていたと思う。」と述べていることから判断すると、請求者は、雇用形態の変更により、昭和56年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所

在が確認できた 32 人に照会し、22 人から回答が得られたところ、雇用形態について、請求者と同様に非常勤職員であったとする者のうち、当時の厚生年金保険の取扱いについて記憶している複数の同僚は、非常勤職員は厚生年金保険に加入させておらず、雇用形態がD職になった時に厚生年金保険に加入したと回答している上、いずれの者からも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。